

Title	丸山思想史学の批判的再評価： 日本近代社会経済思想史の対象と方法にかんする若干の考察（－）の（１）
Sub Title	Remarks on the object and method of socio-economic ideo-historical study on Japanese capitalism (I-1)
Author	田中, 明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.12 (1967. 12) ,p.1490(78)- 1499(87)
JaLC DOI	10.14991/001.19671201-0078
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671201-0078">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19671201-0078</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 丸山思想史学の批判的再評価

——日本近代社会経済思想史の対象と方法に  
かんする若干の考察 (一)の(1)——

田 中 明

## 目 次

- 一 理論的前提
- 二 「政治風俗」概念の成立
- 三 「人心風俗」思想の展開
- 四 総括と展望

- (一) ロシア型肯定の思想史的意義
- (二) 政体論相対化と絶対主義思想

## 一 理論的前提

『丸山思想史学の批判的再評価』<sup>(1)</sup>を試みた論稿の結論に従えば、問題の所在は、政治の思想史が「独立」の思想史たらんとするとき、まさしく「国家」の認識論的な構造において、思想の全体構造を把握せざるを得ぬことが示されたという点に在るのみならず、政治思想史の「国家の思想」<sup>(4)</sup>が、全社会構造の総括を果し得ぬ概念であるために、全精神構造を包括し得ぬ限界を持つという点に在ることも明かであるから、問題の解決は、ふたつにひとつの方面に依拠

せざるを得ぬことも前論において既にこれを闡明せるところである。<sup>(5)</sup>すなわち第一の方法によれば、政治思想史の「思想」の概念が、宗教社会学の「倫理」の概念に、全く同化せられるか又は少くともその影響を受けることになる。精神構造論へつらなる政治思想史においては、しかしながら、宗教社会学的方法的影響が、さいわいにも、間接的にしかして派生的にあらわれ、丸山思想史学における「思想」を「制度における精神」の概念たらしめながらも、思想史における「思想」の概念を社会学における「倫理」と混同するにいたらずに、「宗教の倫理」を「国家の思想」に置き換えるという丸山氏固有の理論的操作を生み出すのである。これがため丸山真男氏の精神構造論にあつては、「政治の思想」が「国家の思想」へ展開せられると同時に、「政治の思想」を「宗教の倫理」に替らしめるが如き思想史の社会学への従属は回避され、かくして「独立」の思想史にいたる「国家」の思想史の展望が開かれ得たという点を『評価』すべきであろう。しかりとすれば、『批判』の課題は、丸山思想史学の方法論的用具とも做し得べき、「国家」の概念が適用さ

れ得る範囲を極めて、その限界をば踏破する見地より展開されねばならぬ。とはいえ一般的かつ理論的にみれば、経済「括弧」づけの理論に丸山「史学」の限界をみる、と云う点においてはマルクシストもヴェバリアンも揆を一にするから、われわれが第二の方法とよぶもの、すなわち政治思想史の「国家」の概念にかえて、政治経済学の「国家」の概念を置くことと云う第二の方面について後者の反対はあり得ぬものと思われる。かくして論究の課題は特殊のかつ歴史的な主題に限定せられる。異なる矛盾は異なる方法に依らざるかぎり解決に到達し得ないであろう。思想史の方法にかんする理論をもたぬと揚言するような研究者を批判するさいに、批判の課題を理論的な領域に局限することは歴史的な研究の成果の単純な否定にすぎない。それゆえに本稿において展開するべきは、国家に関する思想についての実証的な論拠より丸山氏の方法の評価を伴う『批判』なのである。ちなみに上述の論稿によれば、一八六〇年代後半から一八七〇年代前半への、一変革期における福沢諭吉の国家思想の成立過程にかんし、丸山「史学」の「国家の思想」の「概念」把握は、局部について妥当でもあり全局について至当ではなく、反論し得ると共に否定し得ぬが如き関連にたつことが例証されうるから、福沢の思想の批判に基く前記の概念の検討の域に当面の論題を限るといふことも許されるであろう。そのさいに「国家」と「思想」にかんする、概念の設定と検証を回避することはできないが、前段にいわゆる政治経済学の「国家」の概念を政治思想史の「国家」の概念に代置することも、福沢における近代「国家の思想」分析のための仮

説を設定せんとする当面の課題に規定されている。日本「近代」の『主要』な問題が、政治にたいする経済の関係としてのみ表象され得たことに鑑みて、われわれも「近代」日本の「思想」分析においては、「国家」の概念をまさに経済の本質の政治的形態における顕現の表象として位せしめる訳である。<sup>(15)</sup>これにたいし、「思想」の概念については若干の補説をようする。なんとすれば「思想」の概念なるものは経済により三重に規定される関係としてのみ「厳密」に論定せられていた。<sup>(16)</sup>しかるに前論の文言によれば、経済により三重に規定される「思想」は、宗教により代表される上部構造と経済により表現される下部構造の、相互作用の関連が精神構造の内部へ展開された関係として摺まれるに過ぎないが、いわゆる宗教の不在をその「伝統」なき「伝統」とする日本の思想について、とりわけ福沢諭吉における反「宗教」的な思想を考察するという今後の課題にとしては、むしろこのさい「経済学批判」の「序言」における上部構造論の規定にたちかえつて、精神構造に対置せられる「政治」を『宗教』に代表せられる上部構造と換えおくに如くはない。<sup>(20)</sup>われわれが「思想」の概念を斯様に訂正するならば、以下の論稿にあらわれる「思想」の意味するところは、『経済』により「政治」の規定される関係が、それじたい、経済的の下部構造に規定される精神的上部構造に反映されて、このばあい、『政治』思想が『経済』思想に規定される関連として、これを要するに精神構造の内的連関として把握された「国家の思想」の概念にほかならぬ。

- (1) 田中明「日本近代社会経済思想史の方法と対象にかんする若干の考察(一)——丸山思想史学の批判的再評価——」(『三田学会雑誌』59巻12号)。
- (2) 丸山真男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象——」(武田清子編「思想史の方法と対象——日本と西欧——」9-16頁)。
- (3) 丸山真男「日本の思想」(『日本の思想』第一論文36-37頁)。
- (4) 丸山真男「明治国家の思想」の表題よりなるこの概念は註(6)のそれである。
- (5) 田中前掲論文(『三田学会雑誌』59巻12号93頁)。
- (6) 政治の「制度における精神」の概念について同上96-97頁註(1)の解説を参照。
- (7) しかしながら、その理論はヴェーバーに由来する。Vgl. M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I. (Tübingen, 1922) S. 56.
- (8) 同氏におけるこの姿勢は戦前に確立せられていた。その点に因して、丸山真男「戦前における日本のヴェーバー研究」(大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究』165-166頁)の論述を参照。
- (9) 梅本克己「マルクス主義と近代政治学——丸山真男の立場を中心として——」(講座 現代のイデオロギー 第五巻34-35頁)の所論を参照。
- (10) 内田芳明「日本における『思想史』の成立——丸山真男『日本の思想』をめぐって——」(『商経法論叢』VIII-3号47-48頁)の所説を参照。
- (11) 丸山真男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象——」(武田編前掲書1-5頁)の所説を参照。

- (12) 田中前掲論文、四の脚(『三田学会雑誌』59巻12号94-96頁)の所論を展開することが本稿の課題なのである。
- (13) K. Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Einleitung, in: Marx Engels Werke, Bd. I. (Berlin 1957) S. 382.
- (14) 福沢の場合については三節を検討せられたし。
- (15) この見地はとくにレーニンのそれに由来する。
- (16) 田中前掲論文(『三田学会雑誌』59巻12号85-86頁)。
- (17) 宗教の不在をついた福沢の指摘について同上91頁註(7)参照。
- (18) その点に因して、丸山教授の『日本の思想』は福沢論吉の見解を踏襲するものといえよう。
- (19) 反「宗教」的な言辭はときに宗教擁護の思想ともなる。とはいえ福沢における宗教擁護は国権確立のための便法であろう。〔竹村庄八日記抄〕(福沢論吉全集第二十一巻337-338頁)の記述を参照。
- (20) 田中前掲論文三章(『三田学会雑誌』59巻12号84-87頁)の範式〔II〕(1)による〔II〕(6)の置換である。Vgl. K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie. Vorwort, in: Marx Engels Werke, Bd. XIII. (Berlin 1961) S. 8.

### 二 「政治風俗」概念の成立

概して云えば、福沢の思想も、『西洋事情外編』(一八六八年刊)以前には軍事的政治的に機能する、思想の形態という意味における「国家の思想」ないしは政治の思想として作用していた。既にその最古の刊本と看られる、『増訂華英通語』(一八六〇年刊)の訳者もこれを「以て国家の急務に答ふ」べしと揚言し、『雷銃操法』(全

三巻・一八六六一一八七〇)と併行しつつ続刊された、『西洋事情』(全三編・一八六六一一八七〇)の編者が「初編」の「小引」に示唆する所に拠れば、該著の目的は「外国の形勢情実」とりわけ「各国の政治風俗」いかんを窺い知る点に在るものとせられた。<sup>(2)</sup> 上記の「政治風俗」概念は後述の「人心風俗」概念と照し合せてのみ解し得られるが、まずは政治の「制度における精神」の構造という丸山教授の方法概念に照して捉え得ない訳のものでもない。これを以下に考究すべく、『西洋事情初編』(一八六六年刊)の「備考」をかの『写本西洋事情』(六五-六年稿)と対照すれば、稿本の「写本」が「政体」を四分し、<sup>(5)</sup>「合衆政治」を前提する「立君定律」<sup>(4)</sup>に對置して、「貴族合議」と對立せざるをえない「立君独裁」を措定するの<sup>(6)</sup>にたいし、「初編」の「備考」はこれを三種に分類しなおし、「合衆政治」と連繫する「貴族合議」に對処して、「立君独裁」へ転化せざるをえない「モナルキ」に想到するのであるが、如上の政治形態論における三分法構成の契機としては第一に政治的要因の思想規定性を考慮すべきであろう。あるいは同じ事であるが、政治過程の現実的・歴史的な要請は思想の観念的・理論的な上層構築の内部へ貫徹し、西欧近代の思想をして封建日本の政治に適合すべき姿態を採らしめるに至るのである。そのばあい、われわれが、稿本の「写本」における四種の「政体」において、「合衆政治」に基く「立君定律」と「貴族合議」に替る「立君独裁」の対比の背後に、近代国家の政治形態と封建国家の支配形態の区別という形態に陰蔽された本質の相違を見出すのはなし、「政体」を「三様」にとらえる『初編』

の「備考」にあつては本質論的な省察の痕跡をも政治形態の論題へと解消し、「貴族合議」に具現する「合衆政治」を否定して「立君独裁」の「モナルキ」に就かんとする政治の論理を貫くのである。このような過程を機能論的に追求するならば、「貴族合議」が思想をこえて薩長同盟に実現せられる慶應二年一月以降、少くとも『事情初編』が執筆せられ刊行された同十二月の頃までの福沢の持論は、「大名同盟」に對処する幕臣が「モナルキ」を擁護する佐幕の思想にすぎず、親佐幕派の絶対主義化の構想につらなる事実を同時期の書翰のみならず政治的な文書のうえにも求め得るのである。そのような文書の実例として引用すべき資料とみられる、慶應二年七月の「福沢論吉建言」<sup>(10)</sup>は理論家の思想が政治家の施策に転化してゆく過程をしめし、政治過程へと働き掛ける思想形態が反面において政治に規定せられる結果、「外国」の「雇兵」に「御家」の「中興」を賭ける国際主義の主張は封建主義と分離され得ぬ事実をも例示する。この点に因して、丸山教授が「唐人往来」(六五年稿)と「或云隨筆」(六六年稿)の国際主義を、「事情初編」ないしは「論吉建言」にいたる「御家」中心の「立君」思想から切り離して、「万国公法」の思想にたよる「立君独裁」の政治における封建主義が思想にたいする影響を過小評価されるとき、幕末時代の福沢に特有な絶対主義論の封建的性格と国際主義論の買弁的性格の相互作用の関連は見失われてしまうのである。しかしながら、上述の買弁的絶対主義論と封建的国際主義論の合成は、日本近代思想史を貫く絶対主義の近代性と国家主義の排外性の相互規定的展開に導く歴史的な諸前

提なのであって、福沢における内外政治論の通史的概観の作業にあり、現代における近代主義的民族主義者の著述がこれを看過したことも実証的操作の過誤であるから理論的誤謬と做すには及ぶまい。いずれにせよ、われわれの当面の論題にとっては、依然として丸山「史学」の「概念」装置が有効である。なんとすれば、「西洋事情」稿本の写本が「政治四様」の区別にたてる反面において、英国の「立君定律」に「貴族合議」と「合衆政治」の「三局鼎立」を見出し、政治の「体裁」における這樣的「混同」をも歴史の「事実」における「風俗」と看做して、「立君」と「貴族合議」と「共和政治」の「三様」に「政体」を分類する「初編」への回路をひらくとしても、同書において確立せられる三分法構成の政治的含意が大君の「独裁」を守りたてる「立君」の構想に在るかぎり、「西洋事情初編」にいたる「政治風俗」概念が「立君定律」の制度における「立君独裁」の精神を表すことは明かである。とはいえ本節に引用せられた、「制度における精神」としての「風俗」の概念は、政体論に現れた三分法から四分法への媒介項に過ぎず、政体論をも相対化する後述の「人心風俗」の概念と全く同質のものとは論定し難いのである。

- (1) 『増訂華英通語』(福沢論吉全集第一巻69頁)。
- (2) 『西洋事情初編』(同全集第一巻285-287頁)。
- (3) 『文明論之概略』(同全集第四巻19-22頁)。
- (4) 丸山真男「日本の思想」(『日本の思想』第一論文36-37頁)。

の転換が福沢における「モナルキ」の思想を空転せしめるとすれば、われわれが論稿の展開のためにも、政治的要因の思想規定的な関連は重要性を喪失し、政治過程より解放せられた政治思想が経済思想へと繫縛せられる連関構造の解明が要請せられるであろう。しかしして慶應三年成稿の『西洋事情外編』のうち、外見上は「初編」の三分法が踏襲せられるとはいえず、「写本」から「初編」への推転が四分法の三分化に結実するのにならざるに、「初編」から「外編」への巡回は政体論じたいを相対化せしめる過程としてあらわれる。<sup>(3)</sup> そのばあい政体論の相対化というのは、「外編」の編者が西欧近代の経済学説の導入に立脚し、封建日本の政治過程より脱却せる政治思想を経済思想へと関係づけ、かくして「事情」の思想における「政治」をも「経済」へと帰属せしめる過程を意味している。あるいは全く同じ事に過ぎないが、「事情」の編者が「初編」にあつては「政体」を三種に「区別」しながらも、英国において「三様」の政治が「混同」せられる「事実」を重視する<sup>(5)</sup>。「風俗」の視点から、「外編」にいたれば「政府」の「体裁」を軽視して「職分」に論及する過程が問題なのである。なんとすれば、このばあい「政府」の「職分」なるものは、「国家」の「法律」による「私有」の「保護」<sup>(8)</sup>という第一の機能と、「人民」の「教育」<sup>(9)</sup>による「風俗」の「改革」<sup>(10)</sup>という第二の機能をあわせた二重の過程よりなるが、以下にあきらかなるごとく両者とも「政治」と「経済」の相互の關係に結果する権能をあらわすからである。いずれにせよ、「政体」から「職分」への論題の転換は政治形態の軽視を意味し、機構より機能の形態を重視する

丸山思想史学の批判的再評価

- (5) 『写本「西洋事情」』(同全集第十九巻176-177頁)。
- (6) 『西洋事情初編』(同全集第一巻285-287頁)。
- (7) 『初編』は六月に脱稿したと推定される(同全集第一巻285頁参照)。が、出版の時期は同年の年末であろうとおもわれる(同全集第十七巻33頁参照)。
- (8) 『福沢英之助宛 慶應二年十一月七日付 福沢論吉書翰』(同上31頁)。
- (9) 『島津祐太郎宛 慶應二年二月六日付書翰』(同全集第十七巻36-38頁)に始り「川路・中村宛 慶應三年一月七日付書翰」(同上35-36頁)に終る。
- (10) 『長州再征に關する建白書』(同全集第二十巻7-11頁)。
- (11) この点に關して、田中明「日本『近代化』思想の形成とその構造」(慶應義塾経済学会編『経済学年報』8、139-141頁)の所説を参照。
- (12) 『唐人往来』(同全集第一巻12-23頁)および「或云隨筆」(同全集第二十巻11-15頁)にみる「万国公法宗」(同上12頁)のことである。
- (13) 丸山真男「解題」(福沢論吉選集第四巻所収論文413-421頁)参照。
- (14) 註(4)の「制度における精神」の概念におなじ。
- (15) 『写本「西洋事情」』(同全集第十九巻177-179頁)。

三 「人心風俗」思想の展開

慶應二年七月の前記「建言」以降、軍事的政治的な現実の発展は第二次征長戦の敗北に結果し、慶應三年におけるフランス極東政策

「職分」論的「権力」把握への道を開いて、前者にみられる「政治」の機能をそれが「経済」にたいする作用に還元しつつも、経済の政治にたいする規定性を「人心」の「政治」にあたえる反作用に求めるといふ方向へ後者を導くのである。すなわち『事情外編』によれば、「人民教育」が「一国」の「人心風俗」を「改革」するあかつきには、「モナルキ」の「政体」も「合衆政治」の「風俗」になじむのであり、かように「政治風俗」が「人心風俗」のもとに包摂せられる關係よりして、『西洋事情外編』(一八六八年刊)から『文明論之概略』(一八七五年刊)へと、「人心」もしくは「衆心」に「政治」を従属せしめる「風俗」の思想もなりたつのであるが、そのさいに「経済」にたいする「政治」の従属は「人心」と「政治」の關係のうち顛倒せられた表象をうけとることになる。ちなみに「概略」の筆者によれば、「文明」は「衆心」の発達を意味し、「政治」の体制も「文明」の階梯ないしは「一国の人心」よりなる「文明の精神」の発展に照応せしめられるから、このような「政治の制度」における「文明の精神」があらわす關係は経済により政治が規定される關係の反映にすぎないのである。問題の所在は、それゆえに「文明の精神」なるものが、政治過程へと働き掛ける実践倫理たり得る点でも「経済」過程に作用する宗教の実践「倫理」としての「エートス」<sup>(14)</sup>ではなく、殊にそれが「宗教の倫理」学説ならざる経済学説の所産にすぎぬ点において、「宗教」に由来しながらも「経済」へ作用するよるような「エートス」と異るといふことに在るのみではない。われわれが主要な問題とみるのは、『事情外編』が経済により政治の規

定される関係を、「精神」により「政治」の規定される関係に逆転せしめながら表現するとはいえ、いずれにせよ「人心」の変動に「政治」を照応せしめるこの理論が『国家の思想』に帰属するといふことである。はたまた本論第一節の理論的前提によれば、『国家の思想』は経済に政治の規定される関係が意識に反映されて、政治思想の経済思想に規定される関係として展開したものと理解されるから、『風俗』に規定される「政体」という観念を、資本主義の世界経済に適應せんとする封建日本の政治過程を反映するような、絶対主義の政治思想が自由主義の経済思想に規定された『国家の思想』の変種として把握することも可能なのである。しかしながら、反面よりみれば上述の政体論相対化が絶対主義思想の再編を意味することとは、『世界国尽附録』(一八六九年刊)から『文明論之概略』(一八七五年)へと、後述の如くに「政治の制度」を改定せしめる要因としての「文明の精神」の論理を介して、「英国」型の「立君」の制度における「魯国」型の「独裁」の精神が貫徹せられる事実を示される所である。しかるに丸山氏の福沢論によれば、政治的な絶対主義は価値判断の絶対化に伴うのであるが、以上に考察せられた福沢の思想における政治的な価値判断の相対化は絶対主義を伴うのであって、そのような史実の誤認のうちにも、「定律」の制度における「独裁」の精神に自らを表した、「政治の制度」における「文明の精神」の重層的な構造を説明しえない方法の理論的な欠陥がみとめられるのである。

#### 四 総括と展望

##### (一) ロシア型肯定の思想的意義

われわれが以上に展開せる見地より結論するならば、『国家の思想』をあらわす「政治風俗」と「人心風俗」の思想の分析においては、「人心風俗」思想を介して政体論相対化へと進む『西洋事情』・『外編』・『二編』以降の段階を、「政治風俗」概念を通じて絶対主義思想へと導く「写本」・『初編』以前の段階から区別する必要があるのみならず、『文明論之概略』へつらなる『外編』以後段階においても、「人心風俗」の思想は「政治風俗」の思想がなりたつ次元に混在せしめられ、政体論相対化を促進せしめながらも絶対主義思想の再編におわるかぎり、「人心風俗」思想に内在する本質論的傾向をば「政治風俗」思想に顕現する形態論的外装から区別することが必要なのである。なんとすれば、『西洋事情外編』より『西洋事情二編』への「風俗」の思想の二重の展開は、一面において「文明開化」の「特権」を「もなるき」の「政体」に見出しつつも、他面において「立君」の「英国」型を媒に制度における「精神」の「魯国」型を捉え、かくして「魯西亜」型の「独裁」の政治における「文明開化」の「精神」を実現するのであるから、われわれが斯様な「精神」の構造を把握せんとして国家本質論的関連の解明に努力することさえも史実の要請によるのである。しかして明治二年成稿の「世界国尽附録」によれば、「開化」の過程は「第一」「渾沌」「第二」

丸山思想史学の批判的再評価

- (1) 石井孝『増訂明治維新の国際的環境』702-708頁の論述を参照。
- (2) 田中明「若干の考察」(一)の三(『三田学会雑誌』59巻12号84-87頁)にいづゆる(II)(d)もしくは(II)(3)をいみする。
- (3) 『西洋事情外編』(福沢論吉全集第一巻419頁)。
- (4) この点に因して、高橋誠一郎「解題」(『福沢論吉経済論集』458-461頁)の論述を参照。
- (5) 『西洋事情初編』(同全集第一巻289-290頁)。
- (6) 『西洋事情外編』(同全集第一巻419-420頁)。
- (7) 『西洋事情外編』(同全集第一巻433頁)に列挙されている三箇条中の第二項目については註(8)の引用箇所と比較検討しなければならぬ。
- (8) 『西洋事情外編』(同全集第一巻417-418頁)。
- (9) 『西洋事情外編』(同全集第一巻41頁)の教育の項目にかんしてもこれを同上41-46頁、同上40-42頁の記述と対照しなければならぬ。
- (10) 『西洋事情外編』(同全集第一巻423-425頁)。
- (11) 『文明論之概略』(同全集第四巻3頁および41頁)。
- (12) 『文明論之概略』(同全集第四巻37頁および49頁)。
- (13) 『西洋事情外編』(同全集第一巻420-421頁)。
- (14) Vgl. M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I. (Tübingen, 1922) S. 40.
- (15) 丸山真男「福沢論吉の哲学——とくにその時事批判との関連——」(日高六郎編『現代日本思想体系34 近代主義』所収論文)。

「蛮野」、「第三」「未開」「第四」「文明」の「順序」に進展し、「第三」の「未開」・「半開」の階梯が「農業」に依拠するものとすれば、「第四」の「文明」・「開化」の段階は「工作」を前提することになるが、そのさいに上述の『世界国尽附録』の分類においては、「土留古」「支那等」に看取せられる第三の時代を超越しつつも、「英吉利」「仏蘭西」に代表せられる第四の社会の典型たりえぬ、「露西亜」もしくは「魯西亜」にかぎり「未開」の国とも「開化」の国とも断定されえない点に留意すべきであろう。これにたいし、『世界国尽附録』においても政体の区分は、『西洋事情初編』にはじまる分類を踏襲し、「政治」の「体裁」を「もなるき」「貴族合議」「共和政治」の「三様」に「区別」することになるが、第一範疇の「もなるき」に英・仏・魯・魯等をふくめながらも露・土・支・魯等に「立君独裁」のモナルキをみいだすから、これを前記の「開化」の「順序」に照合すれば、「立君」の「魯西亜」に「欧羅巴」の「文明」をもとめながらも「半開」の「露西亜」に「亞細亞」の「独裁」をみることになる。これにつき殊更に究明するべきは一八七〇年刊の『西洋事情二編』が、「支那」の「独裁」を否定して「魯国」の「独裁」を是認した事実にはらまれる論理なのであって、われわれの推論が帰結するところ「魯西亜」型肯定の思想的な事実は、まさしく福沢の思想における「文明開化」の「特権」に転化せられた「立君独裁」の「政体」の評価をいみし、これを前節の末尾の論述に照会すれば、「立君独裁」の「政治」における「文明開化」の「精神」において「魯国」の「政体」が容認せられる実例をしめし、「立君独裁」の



「政体」を存置して「文明開化」の「特権」に転化する日本『近代化』路線の概取図が表示されたことを意味するのである。

(二) 政体論相対化と絶対主義思想

前段の結論よりして確認される論点は、一八六〇年代末年に福沢の思想に生じた著しい変容の過程が、「立君独裁」の「政体」を「文明開化」の「特権」として容認すると同時に、這樣的「政体」の運動を「精神」ないしは「民心」に帰因せしめる「変革」の論理を孕むにいたると云うことである。福沢の思想の発展過程における斯様な旋回の前提条件にかんし、本論を総括するという目的から前論の総括をも参照するならば、慶應元年の執筆と推定せられる『西洋事情』の稿本の写本のうちに、いわゆる「政治」の「体裁」が「四様」に「区別」せられて、「立君定律」「合衆政治」「貴族合議」「主君独裁」と読まれるのに反し、慶應二年に脱稿出版せられた『西洋事情』の「初編備考」において、「四様」の「政体」も「三様」に「区別」せられるにいたり、「貴族合議」と「合衆政治」に對置せられる「立君」は「主君独裁」の「モナルキ」として現れることが知られる。如上の政体論にみられる三分法の構成のうえにも、「合衆政治」へつらなる「貴族合議」にたいして、「独裁」の「立君」を擁立せんとした親仏佐幕派の絶対主義論が反映されていた事実は本論にもしめされているが、絶対主義論の発展そのものは一八六八年の「外編」におよんで、「政体」論の「相対」化へと導く新たな段階を画定するから、「政体」の「実」を重んじて「名」を軽んずる「相対」化過

程の重層的な構成も六〇年代末年に胚胎するものとおもわれる。ともあれ、明治二年刊行の『英国議事院談』が、『英国』の「立君定律」に「文明」の「君上専権」を見出す過程は、同年刊行の『世界国尽』が差し当り「開化」の「特権」を担い得る「立君」の「政体」を、「英吉利」型の「定律」から「魯西亜」型の「独裁」へと推転せしめる過程でもあり得たことは明かである。しかして、『西洋事情』の「写本」より「初編」への「立君独裁」の思想の展開が、「立君」の制度における「独裁」の精神について丸山「史学」の方法「概念」をあらわすとすれば、「外編」にはじまり「二編」へつらなる「政治」形態論の「相対」化過程は、「独裁」の「政治」における「文明」の「精神」をかかると概念の枠組から超脱した観念たらしめるのである。福沢の思想が「政治」形態論を越えて「国家」本質論に転ずる上述の過程は、明治二年成稿の『世界国尽附録』を介して明治八年初刊の『文明論之概略』へ導かれ、「衆心」の「発達」と同義に理解せられた「文明」の段階に「政体」を照応せしめて、「政体」と識別せられる「国体」の観念のうちに国家本質論的関連をしめすのである。そのばあい殊更に留意するべきは、六八年以降のいわゆる相対化過程にあっても、絶対主義論を自明の前提に「衆心発達論」の論理が貫徹し、「明治」の「専制」を「人民」の「智力」に従わしめんとした試みなのであって、これこそは「近代」国家の階級的な本質を絶対主義の政治的形態にあらわす、後進国のブルジョワジーの革命的たりえぬまでも独創的な弁証法なのであるから、後進日本の『近代』思想においては丸山氏の著名な福沢論の指摘には

んして、「価値判断の相対性」が政治的な絶対主義と相伴う事実丸山思想史学批判の最初の言葉を読むということも許されるであろう。

- (1) 『西洋事情二編』(福沢論吉全集第一巻540頁。)
- (2) 『世界国尽附録』(同全集第二巻665-666頁。)
- (3) 『西洋事情外編』(同全集第一巻422-423頁。)
- (4) 『西洋事情二編』(同全集第一巻539-540頁。)
- (5) 『世界国尽附録』(同全集第二巻663-665頁。)
- (6) 『世界国尽附録』(同全集第二巻665-668頁。)
- (7) 『西洋事情二編』(同全集第一巻540頁。)
- (8) 『世界国尽卷三』(同全集第二巻625-628頁。)
- (9) 田中前掲論文(『三田学会雑誌』59巻12号95-96頁。)
- (10) 『御時務の儀に付申上候書付』(同全集第二十巻3頁。)
- (11) 『長州再征に関する建白書』(同全集第二十巻8頁。)
- (12) 『福沢英之助宛 慶應二年十一月七日付 福沢論吉書翰』(同全集第十七巻30-32頁。)
- (13) 長州再征にかんする「建言」と『西洋事情』の関係については、同全集第二十巻11頁所載解説参照。
- (14) 『文明論之概略』(同全集第四巻42-43頁。)
- (15) 『英国議事院談』(同全集第二巻491-492頁。)
- (16) 『文明論之概略』(同全集第四巻27-32頁。)
- (17) 『学問のすゝめ四編』(同全集第三巻49-50頁。)

丸山思想史学の批判的再評価

- (18) 『文明論之概略』(同全集第四巻22-23頁。)
- (19) 『日本の思想』における「絶対主義」と「近代国家」の概念の併存について田中前掲論文、四の(一)(『三田学会雑誌』59巻12号91頁)の註(9)を参照。
- (20) 丸山真男「福沢論吉の哲学——とくにその時事批判との関連——」(『日高編前掲書』60-76頁。)